

「博物館収蔵資料デジタルアーカイブ推進事業」 質疑応答

質問	回答
類似施設の申請要件である、「現時点で登録又は指定の申請を行っていたり、今年度中に申請する計画を有する施設登録・指定に向けた具体的な計画」とはどのようなものか？	「計画」とあるように、必ずしも申請を行っていることを求めるものではありません。登録事務を行う都道府県等教育委員会とのやり取りを书面化してご提出するようなことを想定しています。 例えば、「●年●月●日 県教委に TEL。申請書類について確認。今年度中の申請を目指し現在書類の取りまとめ中」というような形で結構です。 あわせて、最低限の外形的基準である学芸員もしくは学芸員に相当する職員の配置や一年を通した開館日数については申請時に報告をお願いします。
今年度中に申請する計画を有する施設に関連して、今年度、指定が受けられなかった(または終えられなかった)場合の後追いはあるか。(実績報告時に、指定の有無を問われ、その結果、返還など発生するか)	実績報告の様式に登録・指定について記載する欄がありますので、ご報告いただく必要はあります。仮に、年度内に指定が受けられなかった場合は、やむを得ない理由についてご説明をいただくことを想定しております。
1つの資料について 50 カット撮影して、公開したら対象になりますか？	対象になりません。50点の資料について画像等のデジタル化が必要です。
共同申請に参加する各博物館の補助上限は 200 万とのことですが、中核館が会計責任を担い、まとめて事業者に発注する場合、中核館がまとめて支払いを行うことは可能ですか？	可能です。未着手館が、50点の資料についてデジタル化を行い公開するのに必要な業務について、中核館がとりまとめ、契約等の会計実務を一括して行っていただければと思います。

【機密性○（取扱制限）】

補助金を活用してデジタルアーカイブを作成しても、来年度以降の維持管理経費が確保できるか分かりませんが、どうしたらいいですか？	たとえば、文化遺産オンライン等、国のプラットフォームに作成した画像データ等を登録いただくのに費用は掛かりません。来年度以降の維持管理経費も無料です。
来年度も同様の募集がありますか？	令和6年度補正予算で措置されたものになりますので、来年度の募集は予定していません。
デジタルアーカイブした史料、データを用い、デジタル動物園などにすることで収益化を図りたいが、補助を受けてデジタル化したものを用いて利益を得る仕組みを確立できた場合、将来にわたって補助金の返済を行う必要があるか。	当事業では、収蔵資料のデジタル化とその公開を補助対象としています。ただし、当事業で作成したデータ等を用いて新たなコンテンツを制作し販売することについては妨げるものではありません。
収益化を前提としている場合でも、収益から補助金分の返済を行うものであれば補助を受けることは可能か。	事業へのご応募は可能です。
助金分を収益から完済すれば、その後の収益はすべて施設のものとなるか(補助金はデジタル化した史料等を無料で公開することを前提としているのか)	補助金を使用して作成したデジタルデータはあくまで、財源である税金を納めている国民全体が所有する情報データであるという前提のもと、デジタルデータそのものを閲覧することを有料化することはできません。そのため、ジャパンサーチへの連携データはオンライン上で無料公開され、誰もが無料で閲覧できるデータとなります。 1の回答と重なりますが、博物館が補助金を活用し、作成したデータを用いて企画した、別コンテンツにおいて、収益を得ることは問題ないと考えますが、作成したデータ自体は無料で公開されることが前提となります。
収益化を目指す場合、ジャパンサーチに登録したデータと、扱	ご指摘のとおり、ジャパンサーチに登録されるデータはすべて無

【機密性○（取扱制限）】

いの整合性を図る必要があるが、ジャパンサーチではすべて無料で公開されるものなのか。 （有料で公開、利用といったカテゴリはあるのか。または設定が可能か）	料で公開されます。 しかし、これとは別の自主事業として、作成したデータを用いた新たなコンテンツを制作し、販売することについては妨げるものではありません。
助金分を収益から完済すれば、その後の収益はすべて園のものとなるか（補助金はデジタル化した史料等を無料で公開することを前提としているのか）	補助金を使用して作成したデジタルデータはあくまで、財源である税金を納めている国民全体が所有する情報データであるという前提のもと、デジタルデータそのものを閲覧することを有料化することはできません。そのため、ジャパンサーチへの連携データはオンライン上で無料公開され、誰もが無料で閲覧できるデータとなります。博物館が補助金を活用して作成したデータを用いて企画した、別コンテンツにおいて、収益を得ることは問題ないと考えますが、作成したデータ自体は無料で公開されることが前提となります。
収益化を目指す場合、ジャパンサーチに登録したデータと、扱いの整合性を図る必要があるが、ジャパンサーチではすべて無料で公開されるものなのか。 （有料で公開、利用といったカテゴリはあるのか。または設定が可能か）	ご指摘のとおり、ジャパンサーチに登録されるデータはすべて無料で公開されます。 しかし、これとは別の自主事業として、作成したデータを用いた新たなコンテンツを制作し、販売することについては妨げるものではありません。
収蔵資料の写真データをホームページに貼り付けている。この場合、「③インターネット上で広く公開されている資料検索システムを備えたデータベース等に、収蔵資料の画像データが登録されている」として補助対象事業者に該当しないのか？	データを貼り付けている場所が「資料検索システムを備えたデータベース」であるかどうかによります。
既存の収蔵資料のほとんどをデジタル化済みだが、新たに収蔵	収蔵資料全体について 50 件未満しかデジタル化されていない

したコレクションについてはデジタル化が完全に未着手である。申請可能か？	い、もしくは7割がデジタル化されていない博物館が対象になります。
経費が委託費に偏るが問題ないか。	差し支えございません。
デジタルアーカイブのデータ管理のためクラウドサービスを利用する予定で、補助金の補助対象期間は、採択通知(7月～8月)から令和8年3月13日の約8カ月だが、クラウドサービスの契約を1年契約とした場合も全額が補助対象となるのか？	年間契約をしていただいて差し支えありませんが、補助対象経費は内定日以降の契約で3月13日までの分を按分して計上いただく形となります。残りの金額は自己負担となります。
共同申請を検討しています。中核館と連携先の博物館との間で連携に関する覚書は必要でしょうか。また必要な場合、「予定」でもよいか申請の段階で覚書を交わすことが完了していることが必要でしょうか。	覚書については応募書類としてご提出をお願いしておりますが、申請書類の締切日に間に合わない場合、覚書(案)をとりあえず提出し、後日協議をふまえて正式版に差し替えるなどの対応も可能です。
着手日について(単館申請の募集案内 18 ページ「事業の流れ」)④採否の決定・通知～⑦交付決定の流れで交付決定がなされるかと存じますが、着手日(発注の開始可能日)は⑦交付決定後となりますでしょうか？ また、交付決定までの日数については、どの程度の日数を要するのでしょうか？	着手日(発注の開始可能日)は④採否の決定・通知以降となります。 流れとして、採択通知日から事業着手(発注)が可能になり、採択通知日から1ヶ月を目途(締切は変動します。)に交付申請書を提出いただくような流れとなります。 その後に交付決定を通知しますが、日付は遡った採択通知日から事業を開始して良いという形になっております。
中間報告については、すべての申請者が行うものでしょうか？	11 月頃に別紙3-1の事業計画書(実施日程表)を修正したもの及び様式任意で進捗や成果創出についての課題等を記載して提出いただきます。
今回の補助金を利用して公開・発信にも利用できる収蔵資料台帳を作成したいが、事業対象となるのか。(非公開の情報を含	50 件以上の収蔵資料のデータを作成・公開し、ジャパンサーチに接続する取組が対象となります。ご質問の作業は、この取組

む台帳の作成を想定) また、博物館が所有していない、指定文化財などを写真付きで紹介するものも公開・発信情報として事業に含めることはできるのか。	の実施に直接関わる経費でしたら、対象になるかと思います。 また、地域の文化財や文化資源も重要な資料であることは地域の博物館にとって重要なものであることは承知しておりますが、今回の事業は収蔵資料のデジタル化が対象であり、指定文化財は対象にはなりません。
補助金に係る撮影データおよび次年度以降の撮影データやバックアップデータを保管するためのハードディスクドライブもしくは NAS の購入は消耗品に含まれるのか。	10万円未満であっても、汎用性のたかい物品の購入は、原則、補助対象外ですが、本事業でのみ使用されるものについては、対象経費として認められることがあります。
現在ある博物館のホームページから、作成する公開・発信のためのページへのリンクなどを作成するためのホームページの改修費(委託料)は事業に含まれるのか。	補助対象ですが、「公開するサイトの改修委託」「当該資料の目録を公開するページをサイト内に作成」といった内容が、「収蔵資料のデジタル化に未着手の館がデジタルアーカイブを公開・作成するのに直接関わる経費」であるかどうかは、提出される書類により、個別具体的に審査されます。
現時点でデジタル化の委託費が 230 万と撮影者の賃金が数十万程度発生する予定。委託費については入札を行うため、200 万以下になる可能性もある。補助額の上限が 200 万のため、申請時は委託費の 200 万分を補助対象(30 万は自己負担)として計上して実際に委託費が 200 万以下になった場合は賃金の方に流用することは可能か。	当初から、委託費と賃金が発生する予定でしたら、そのような収支計画を作成することを検討されてはどうでしょうか。 仮に、委託費しか計上されていないのに、実績報告で賃金が計上されてきた場合は、その理由の説明を求めます。
50 件以上登録されたデータベースを JAPAN SEARCH へ連携することで、指定の条件をクリアしているという理解でお間違いないでしょうか。	ご認識の通りです。
原則「つなぎ役」となっているデータベースに登録することにつ	当該オープンソースは、現状、JAPAN SEARCH のつなぎ役に

【機密性○（取扱制限）】

いて、あるオープンソースのアーカイブシステムを利用しようと準備を進めておりました。そのオープンソースを JAPAN SEARCH の「つなぎ役」として連携することは可能でしょうか。独自のデータベースを連携する場合は事業終了後の運営も計画に入れるよう説明会で案内されていたように存じますが、今後の運営計画があれば利用可能ということになりますか。	なっていますでしょうか？なっていないければ、できるだけ早く、JAPAN SEARCH にご相談をお願いします。 そちらのオープンソースに登録しても、JAPAN SEARCH に連携されなければ、補助の要件を満たしません。
データ整理を臨時職員と業者委託の両方に依頼する場合、両方を費用に計上することは可能でしょうか。	データ整理を臨時職員と業者委託の両方で費用を計上していただくことは可能です。